

立体商標ランプシェード事件について

～東京地方裁判所平成30年12月27日判決（平成29年（ワ）第22543号）～
（裁判所ホームページ）

知的財産法研究会
弁護士 富田 信雄

第1. 事案の概要と裁判所の判断

1. 事案の概要

本件は、「ランプシェード」を指定商品とする立体商標（登録第5825191号）に係る商標権を有するデンマーク王国法人であるルイス ポールセン エイ／エスが、被告に対し、被告による各商品の販売行為が商標権侵害にあたることを主張して、商標法36条1項及び2項に基づく被告商品の譲渡等の差止め及び被告商品、その構成部品の廃棄並びに民法709条、商標法38条2項に基づく損害賠償金1837万4400円の支払いを求めた事案である。

2. 経緯

出願日：平成25年12月13日
拒絶理由通知：平成26年4月8日
拒絶査定：平成26年10月14日
査定不服審判：平成27年1月14日
審決：平成28年1月6日
登録日：平成28年2月12日

3. 原告及び被告の標章

(1) 原告標章の形態

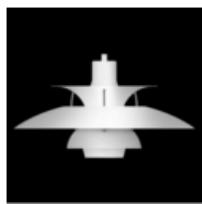
原告標章は、以下の①～⑤の特徴を有する形態を備えていた。

- ① トップカバー、形状及びサイズの異なる円形の4枚のシェード、リフレクター、ボトムカバー及び3本のパイプ状のフレームから構成されている。
- ② 上から数えて2枚目のシェードと3枚目のシェードの間には、円形のリフレクターが設置されている。

- ③ 上から数えて1枚目のシェードは、内側が上部に向けられて設置され、残りの3枚はシェードの内側が下部に向けられて設置されている。
- ④ 上から数えて1枚目、2枚目、3枚目及び4枚目のシェードの直径は、比が30：50：21：11となっている。
- ⑤ 各シェード、リフレクター及びボトムカバーは、3本のパイプ状のフレームにより接続されている。

被告標章は、上記①～⑤の特徴を有する形態を備えており、④のシェードの直径比が2.95：50：21：11であった。

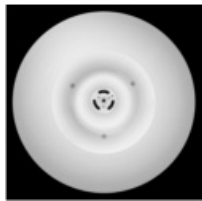
(2) 原告商標及び被告標章の写真



【原告商標（正面図）】



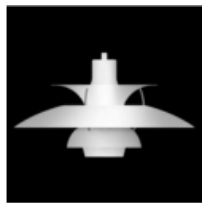
【被告標章（正面図）】



【原告商標（上方図）】



【被告標章（上方図）】



【原告商標（側面図）】



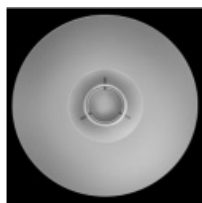
【被告標章（側面図）】



【原告商標（背面図）】



【被告標章（背面図）】



【原告商標（下方図）】



【被告標章（下方図）】



【原告商標（斜下図）】



【被告標章（斜下図）】